

○松本市立特別支援学校設立準備委員会設置要綱

教育委員会告示第20号

令和7年4月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶことを追求するとともに、様々な子どもたちの教育的ニーズを包摂する連続性ある多様な学びの場を実現するため、市立特別支援学校（以下「支援学校」という。）の設立に向け、松本市立特別支援学校設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援学校の設立に関すること。
- (2) 支援学校の機能に関すること。
- (3) 支援学校と市立小、中学校との連携に関すること。
- (4) 支援学校及び市立小、中学校の役割を踏まえた在り方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 医療関係者又は福祉関係者
- (3) 有識者
- (4) 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から支援学校が設立される日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。